NEW
文化庁は7月29日、電子書籍の海賊版に対し、出版社が裁判で差し止めを請求できる「電子出版権」を認める方針を決めた。来年の通常国会提出される著作権法の改正案によって創設される。

　これまで、海賊版が流通しても出版社には訴訟を起こす権利がなかった。そのため、作家など著作権者自らが訴訟を起こすしかなかったが、これで出版社も訴訟の当時者になれる。ただ、電子出版権ができたとしても、海賊版対策には影響は少ないと思われる。